

不動産投資信託証券の発行者等の運用体制等に関する報告書

不動産投資信託証券発行者名

積水ハウス・リート投資法人

代表者名 執行役員 井上 順一
(コード：3309)

資産運用会社名

積水ハウス・アセットマネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 井上 順一

問合せ先 TEL. 03-6447-4870

1. 基本情報

(1) コンプライアンスに関する基本方針

積水ハウス・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）において、「コンプライアンス」とは、役職員が法令諸規則等の趣旨及び内容を正確に理解し、これらを遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践することをいいます。本資産運用会社は、役職員が法令諸規則等を遵守し、本資産運用会社が運用を行う資産を適切に運用する態勢の確立及び適正な業務運営の確保を目的とした「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンスの徹底を図っています。コンプライアンス規程の概要は以下のとおりです。

① 基本方針

- (イ) 本資産運用会社は、コンプライアンスの不徹底が本資産運用会社の経営基盤を揺るがしうることを十分に認識し、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付けます。
- (ロ) 本資産運用会社は、金融商品取引業を行い、登録投資法人の資産運用を担う会社として、社会的に求められる本資産運用会社の業務の価値の実現に努める責任があることを認識し、本資産運用会社の業務の価値を質的及び量的に高めていくために、コンプライアンスに対し積極的かつ不断に取り組みます。
- (ハ) 本資産運用会社は、上記のコンプライアンス活動を展開することにより経済及び社会の発展に寄与し、これをもって投資者からの評価を高め、広く社会からの信頼を確立することを目指します。

② コンプライアンス体制

- (イ) 本資産運用会社のコンプライアンスを統括する責任者として、他の部署からの独立性を有したコンプライアンス・オフィサー1名を置きます。コンプライアンス・オフィサーは、本資産運用会社のコンプライアンスを推進するため、(i)「利害関係者取引規程」に定める本資産運用会社が資産の運用を受託する投資法人と利害関係者との間の取引及びその他の稟議書の事前審査、(ii)「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」及び「コンプライアンス・プログラム」の策定案及び改定案の作成、(iii)コンプライアンスに関する社員の教育及び啓蒙に関する計画の策定及び実行、その他「コンプライアンス規程」に定める事項について企画し、また、実行しなければなりません。内部統制推進室は、コンプライアンス・オフィサーによる上記に定める事項の企画及び実行その他コンプライアンス・オフィサーが行う一切の業務について、コンプライアンス・オフィサーの指示に従い、その補助を行います。
- (ロ) コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス活動を実践するための役職員向けの具体的な手引書として、「コンプライアンス・マニュアル」の策定案又は改定案を作成するものとします。「コンプライアンス・マニュアル」は、当該策定案又は改定案に基づき、取締役会の決議をもって策定又は改定されます。ただし、コンプライアンス・オフィサーは、「コンプライアンス・マニュアル」の策定又は改定に当たり、コンプライアンス委員会の事前の承認を得るものとします。
- (ハ) コンプライアンス・オフィサーは、良好なコンプライアンス態勢を実現するために、事業年度毎にコンプライアンス実践のための具体的な年度計画として「コンプライアンス・プログラム」の策定案を作成し、また、「コンプライアンス・プログラム」の策定後、必要に応じてその改定案を作成するものとします。「コンプライアンス・プログラム」は、当該策定案又は改定案に基づき、取締役会の決議をもって策定又は改定されます。ただし、コンプライアンス・オフィサーは、「コンプライアンス・プログラム」の策定又は改定に当たり、コンプライアンス委員会の事前の承認を得るものとします。
- (ニ) 本資産運用会社は、コンプライアンスに関する指導及び研修がコンプライアンスを徹底するための重要な機能であることを認識し、コンプライアンス・オフィサーにその企画及び実施を行わせます。
- (ホ) 役職員は、業務執行に当たって以下に定める事項（以下「コンプライアンス案件」といいます。）が発生した場合には、速やかにコンプライアンス・オフィサーに報告し、コンプライアンス面からの指示を仰がなければなりません。コンプライアンス・オフィサーは、上記に基づき報告を受けた場合、その他コンプライアンス案件を認識した場合において、コンプライアンス委員会又は取締役会の審議・決議事項に該当する事項があると判断したときは、速やかにコンプライアンス委員会を開催し、当該事項について審議の上、コンプライアンス委員会としての決定を行うものとします。コンプライアンス・オフィサーは、上記のコンプライアンス案件又はコンプライアンス委員会としての決定に取締役会の審議・決議事項に該当する事項があると判断した場合、コンプライアンス委員会の決定内容その他関連する事項を速やかに代表取締役社長に報告しなければなりません。代表取締役社長は、かかる報告を受けた場合、速やかに取締役会を招集し、当該事項について審議の上、取締役会としての決定を行うものとします。
- a. 金融商品事故等（(i)金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号、その後の改正を含みます。）第199条第7号に規定する法令等に反する行為、(ii)本資産運用会社又はその役職員が告発等を受けたとき、(iii)その他本資産運用会社の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって、前記(i)又は(ii)に掲げる行為に準ずるものをいいます。）
 - b. 何らかの理由により法令諸規則等に反する行為が行われ、法的リスク・社会的リスク等が顕在化した場合
 - c. 取引に際して法令諸規則等に関して明確でない事項が存在し、対応方法に係る判断が必要な場合

(2) 投資主の状況

2020 年 10 月 31 日現在

氏名・名称	投資法人、資産運用会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	投資口口数 (口)	比率 (%)
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	該当事項はありません。	1,041,318	24.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	該当事項はありません。	704,667	16.43
積水ハウス株式会社	本資産運用会社の親会社。 2014 年 10 月 16 日付で積水ハウス・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）及び本資産運用会社との間で、投資口の保有に関する覚書及び商標の使用に関する覚書を締結。 また、2018 年 1 月 24 日付で本投資法人及び本資産運用会社との間で、スポンサー・サポート契約を締結。 本投資法人の設立時及び新投資口発行時に出資。	200,750	4.68
野村信託銀行株式会社（投信口）	該当事項はありません。	195,991	4.57
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	該当事項はありません。	106,021	2.47
SMBC 日興証券株式会社	該当事項はありません。	72,234	1.68
STATE STREET BANK WEST CLIENT – TREATY 505234	該当事項はありません。	55,645	1.30
JP MORGAN CHASE BANK 385771	該当事項はありません。	43,495	1.01
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社	該当事項はありません。	35,977	0.84
BNYMAS AGT/CLTS 10 PERCENT	該当事項はありません。	33,699	0.79
上位 10 名合計		2,489,797	58.06

(注) 上記「比率」は発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率であり、小数第 3 位を四捨五入して記載しています。

(3) 資産運用会社の大株主の状況

本書の日付現在

氏名・名称	投資法人、資産運用会社又はスポンサーとの関係及び出資の経緯	株数 (株)	比率 (%)
積水ハウス株式会社	本資産運用会社の親会社。 本投資法人及び本資産運用会社との間で2014年10月16日付の投資口の保有に関する覚書を、本投資法人との間で2014年10月16日付の商標の使用に関する覚書を締結しています。 また、本投資法人及び本資産運用会社との間で2018年1月24日付のスポンサー・サポート契約を締結しています。 本資産運用会社の設立時に8,000株出資。	8,000	100.0
合計		8,000	100.0

(4) 投資方針・投資対象

本投資法人の有価証券報告書（第12期）（2021年1月28日提出） 第一部【ファンド情報】第1【ファンドの状況】2【投資方針】（1）【投資方針】及び（2）【投資対象】をご参照下さい。

(5) 海外不動産投資に関する事項

① 海外不動産への投資姿勢

本投資法人は、規約第33条第2項に基づき、投資エリアを主として国内とするとともに、海外に対しても投資できると定めており、居住用不動産(注2)及び商業用不動産等(注3)への投資方針（投資戦略）と基本的に同様の方針の下、海外に所在する居住用不動産及び商業用不動産等への投資を行う方針です(注1)。なお、本投資法人が海外に所在する不動産に投資する場合には、原則として積水ハウス株式会社（以下「積水ハウス」といいます。）、又は積水ハウスが出資する事業体等が開発に関与し、当該国・地域での信頼のおける不動産運営事業者が運営している不動産又は当該不動産を裏付けとする資産を投資対象とする方針です。

本書の日付現在、本投資法人が海外不動産投資を行う具体的な予定はありません。

(注1) 海外不動産投資に関する基本的な方針に本書の日付現在において特段の変更はありませんが、海外不動産投資を取り巻く現行の法制度及び税制度の進展状況、為替変動をはじめとした投資に関わるリスク、また、これらも背景の一つとして考えられる海外不動産投資に対する投資家の懸念、並びに本投資法人による投資スキームの検討状況等に鑑み、本投資法人としては、本書の日付現在において海外不動産への投資は時期尚早であると判断しており、かかる状況について一定の変化や改善等が確認できるまでの少なくとも当面の間は、海外不動産投資全般に関して慎重姿勢をとる方針です。

(注2) 「居住用不動産」とは、主たる用途が住居（学生寮、社宅、サービスアパートメント(*1) (*2)に該当しない家具家電付住居を含みます。）に用いられる不動産をいいます。以下同じです。

(*1) 「サービスアパートメント」とは、専門のオペレーターが利用者に対して一定のサービスを提供する家具家電付住居をいいます。以下同じです。

(*2) サービスアパートメントには、建築基準法（昭和25年法律第201号。その後の改正を含みます。）（以下「建築基準法」といいます。）上の共同住宅に該当するものを含む場合があります。以下同じです。

(注3) 「商業用不動産等」とは、主たる用途がオフィスビル、ホテル及び商業施設等（サービスアパートメント、サービス付高齢者向け住宅、有料老人ホーム及びデイケアセンター

(*)を含みます。以下同じです。)の住居以外の事業的用途に用いられる不動産をいいます。以下同じです。

(*)サービス付高齢者向け住宅、有料老人ホーム及びデイケアセンターには、建築基準法上の共同住宅に該当するものを含む場合があります。以下同じです。

(6) スポンサーに関する事項

① スポンサーの企業グループの事業の内容

積水ハウスグループ(注)は、工業化住宅の設計、施工及び請負並びに不動産の売買、仲介、賃貸借、管理及びそれらに関連する事業活動を行っています。事業の内容については、積水ハウスの有価証券報告書(第69期)(2020年4月24日提出)「第一部【企業情報】 第1【企業の概況】 3【事業の内容】」及び同「4【関係会社の状況】」をご参照下さい。

(注) 「積水ハウスグループ」とは、積水ハウスとその連結子会社及び持分法適用会社で構成される企業集団をいいます。以下同じです。

② スポンサーの企業グループとの物件供給や情報提供に係る契約等の状況

(イ) 本投資法人及び本資産運用会社は、スポンサー・サポート契約を積水ハウスとの間で締結しています。当該契約の概要は、以下のとおりです。

・スポンサー・サポート契約

サポートの内容	積水ハウスが保有する国内不動産等の売却に関する優先交渉権の付与	積水ハウスは、投資対象不動産等(積水ハウスが保有又は開発する日本国内の不動産等のうち、積水ハウスが本投資法人の投資基準に適合するものと合理的に判断する不動産等をいいます。以下、本(イ)において同じです。)を売却しようとする場合、所定の適用除外事由がある場合を除き、当該売却関連の情報を第三者への提供に優先して本資産運用会社に提供します。 本資産運用会社が、積水ハウスに対し、情報提供を受けた投資対象不動産等について本投資法人による購入の申込みをした場合、積水ハウスは、売買の条件について本資産運用会社と誠実に協議し、所定の協議期間中、第三者との間で当該投資対象不動産等の売却に関する交渉を行わないものとします。
	第三者が国内において保有又は開発する不動産等に関する情報提供	積水ハウスは、積水ハウスグループをはじめとし、その他日本国内に不動産等を保有し又は開発・保有を予定する者が当該不動産等を売却しようとする旨の情報を入手した場合において、当該不動産等が本投資法人の投資基準に適合するものと合理的に判断したときは、所定の適用除外事由がある場合を除き、当該売却関連情報を第三者への提供に優先して本資産運用会社に提供するように努めるものとします。

	ウェアハウジング機能の提供	本資産運用会社は、将来における本投資法人による購入を目的として、購入予定時期並びに購入予定価格又は購入価格の決定方法等を提示した上で、第三者が保有している本投資法人の投資基準に適合すると判断する不動産等について、本投資法人への売却を前提とした取得及び一時的な保有（以下、本（イ）において「ウェアハウジング」といいます。）を積水ハウスに依頼することができます。この場合、積水ハウスは、かかる依頼を真摯に検討し、所定の期間以内に、受諾の可否を本投資法人及び本資産運用会社に対し回答します。 積水ハウスがウェアハウジングの依頼を受諾した場合、積水ハウスは、本資産運用会社との協議に基づきウェアハウジングを自ら又はその他のウェアハウジング主体（(i)積水ハウスグループ、又は(ii)積水ハウス又は積水ハウスグループが匿名組合出資その他の形態で出資する特別目的会社をいいます。以下同じです。）をして実施するよう努めるものとしします。 積水ハウスは、自ら又はその他のウェアハウジング主体をして、不動産等を取得した場合、上記の購入予定時期を経過するまでの間、本資産運用会社の事前の同意を得た場合を除き、本投資法人以外の第三者に当該不動産等の売却その他の処分の申入れ等をしてはなりません。また、本資産運用会社が購入予定時期までの間に当該不動産等の購入を申し出た場合、積水ハウスは、自ら又はその他のウェアハウジング主体をして、売買の条件について本資産運用会社との間で誠実に協議し、当該協議期間中、第三者との間で当該不動産等の売却に関する交渉を行わないものとします。
	保有資産の再開発サポート	本資産運用会社は、本投資法人が保有する不動産等の再開発を希望する場合、積水ハウスに対し、第三者に先立ち当該不動産等の再開発に関する情報を優先的に提供するものとし、情報を提供した日から所定の期間（以下、本（イ）において「検討期間」といいます。）、積水ハウス以外の第三者に対し、当該不動産等に関する情報を提供しないものとします。本資産運用会社は、検討期間内に、積水ハウスから、本資産運用会社が合理的に満足する内容の再開発計画案（当該不動産等の全部又は一部を積水ハウスが買い取り、収益不動産の再開発を行うことを内容とするものに限ります。）の提出を受けた場合には、積水ハウスに対し、第三者に先立ち当該不動産等に関して優先的に売買交渉をする権利を付与します。 本資産運用会社は、検討期間内に積水ハウスから合理的に満足する内容の当該不動産等に係る再開発計画案の提出を受けられなかった場合、検討期間経過後、事前に積水ハウスに通知を行い、当該不動産等に関する情報を積水ハウス以外の第三者に提供することができます。 積水ハウスに優先的再開発交渉権が付与された場合、本資産運用会社は、売買の条件について積水ハウスと誠実に協議し、所定の協議期間中、第三者との間で当該不動産等の売却に関する交渉を行わないものとします。
	物件の共有又は区分所有に関する合意	本資産運用会社は、不動産等（不動産信託受益権を含みます。以下、本（イ）において同じです。）が本投資法人の投資基準に適合するものと判断した場合に、積水ハウスに対して、本投資法人との間で当該不動産等を共有（準共有を含みます。）又は区分所有することを依頼することができ、かかる依頼があったときは、積水ハウスは、当該依頼について真摯に検討します。

	リニューアル・バリューアップ等に資する技術及びノウハウの提供	積水ハウスは、本資産運用会社から依頼された場合、本資産運用会社と協議の上、本投資法人が保有する不動産等のリニューアル（設備更新）・バリューアップ工事（不動産価値の向上）や物件運営等において、本資産運用会社が目的とするテナント満足度の向上又は運営経費の節減等に資する省エネルギー・環境配慮等を実現させる技術及びノウハウの提供について、実務上可能な範囲でこれに協力します。
	本投資法人の運営に必要なノウハウの提供を含む人的サポート	積水ハウスは、本資産運用会社から要請された場合には、人材の確保（本資産運用会社による本投資法人の運営に必要な物件取得、物件管理、IR 又は財務等のノウハウを有する人材の派遣（出向及び転籍）を含みます。）に合理的な範囲で協力します。
	マスターリース契約の締結協議	本資産運用会社は、取得を検討している不動産等（ただし、当該不動産等の主たる用途が住居である場合を除きます。）において、本資産運用会社が有効と判断した場合には、マスターリース契約（第三者に転貸することを目的とした不動産等全体の賃貸借契約をいい、賃料固定型又は転貸先から受領する賃料と同額の賃料を支払うパススルー型その他の方式によるものとします。）の締結の検討を積水ハウスに申し入れることができ、かかる申し入れがあったときは、積水ハウスは真摯に検討し、本資産運用会社と積水ハウスが合意した場合には、当該合意に従いマスターリース契約を締結するものとします。
期間	本契約の有効期間は、本契約の効力発生日である 2018 年 5 月 1 日から 5 年間とします。ただし、本投資法人と本資産運用会社との間の資産運用委託契約書が解除され若しくは終了した場合には、本契約は、かかる資産運用委託契約書の解除若しくは終了と同時に終了するものとします。	
更新	本契約は有効期間の満了日において更に 1 年間、同一の条件にて更新されるものとし、以後も同様とします。ただし、本契約の当事者のいずれかが重大な支障ないし特段の事由が存在すると判断する場合には、他の当事者に対し、本契約の有効期間の満了日の 3 か月前までに当該事由の内容を記載した書面を送付し、この場合、当事者間において本契約の条件見直しのための誠実な協議を行います。	
解約	解約に関する定めはありません。	
変更等	本契約の規定は、本契約の当事者全員の書面による合意のみにより、変更又は修正することができます。	

(ロ) 本投資法人及び本資産運用会社は、本投資法人を吸収合併存続法人、積水ハウス・レジデンシャル投資法人（以下「SHI」といいます。）を吸収合併消滅法人とする吸収合併及び本資産運用会社を吸収合併存続会社、SHI の資産運用会社である積水ハウス・アセットマネジメント株式会社（以下「旧 SHAM」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併がそれぞれ成立したことにより、SHI 及び旧 SHAM と積水ハウス不動産東京株式会社（以下「積水ハウス不動産東京」といいます。）との間で締結された 2012 年 1 月 11 日付及び 2013 年 8 月 1 日付優先交渉権等に関する契約、SHI 及び旧 SHAM と積水ハウス不動産中部株式会社（以下「積水ハウス不動産中部」といいます。）、積水ハウス不動産関西株式会社（以下「積水ハウス不動産関西」といいます。）及び積水ハウス不動産九州株式会社（以下「積水ハウス不動産九州」といいます。）との間でそれぞれ締結された 2012 年 1 月 11 日付優先交渉権に関する契約、SHI 及び旧 SHAM と積水ハウス不動産東北株式会社（以下「積水ハウス不動産東北」といいます。）及び積水ハウス不動産中国四国株式会社（以下「積水ハウス不動産中国四国」といいます。）との間でそれぞれ締結された 2014 年 7 月 31 日付優先交渉権に関する契約を承継しています。当該各契約の概要は以下のとおりです。

・優先交渉権（等）に関する契約(注1)

サポートの内容	積水ハウス不動産各社（6 社） が保有する不動産等の 売却に関する 優先交渉権の付与	積水ハウス不動産各社（6 社）(注2)は、投資対象不動産等（積水ハウス不動産各社（6 社）が保有又は開発する、主として住宅の用に供される不動産等のうち、積水ハウス不動産各社（6 社）が本投資法人の投資基準に適合するものと判断する不動産等を行います。以下、本（ロ）において同じです。）を売却しようとする場合、所定の適用除外事由がある場合を除き、当該売却関連の情報を第三者への提供に優先して本資産運用会社に提供します。 本資産運用会社が、積水ハウス不動産各社（6 社）に対し、情報提供を受けた投資対象不動産等について本投資法人による購入の申込みをした場合、積水ハウス不動産各社（6 社）は、売買の条件について本資産運用会社と誠実に協議し、所定の協議期間中、第三者との間で当該投資対象不動産等の売却に関する交渉を行わないものとします。
	第三者が保有又は開発する不動産等に関する 情報提供	積水ハウス不動産東京は、主として住宅の用に供される不動産等を保有し又は開発・保有を予定する者が当該不動産等を売却しようとする旨の情報を入手した場合において、当該不動産等が本投資法人の投資基準に適合するものと合理的に判断したときは、所定の適用除外事由がある場合を除き、当該売却関連情報を第三者への提供に優先して本資産運用会社に提供するよう努めるものとします。
期間	各契約の有効期間は、各契約締結日から 1 年間とします。ただし、本投資法人と本資産運用会社との間の資産運用委託契約書が解除され若しくは終了した場合には、各契約は、かかる資産運用委託契約書の解除若しくは終了と同時に終了するものとします。	
更新	各契約は有効期間の満了日において更に 1 年間、同一の条件にて更新されるものとし、以後も同様とします。ただし、各契約の当事者のいずれかが重大な支障ないし特段の事由が存在すると判断する場合には、他の当事者に対し、各契約の有効期間の満了日の 3 か月前までに当該事由の内容を記載した書面を送付し、この場合、当事者間において各契約の条件見直しのための誠実な協議を行います。	
解約	解約に関する定めはありません。	
変更等	変更等に関する定めはありません。	

(注1) 各優先交渉権等に関する契約及び各優先交渉権に関する契約を個別に又は総称して「各契約」といいます。以下、本（ロ）において同じです。なお、上記「第三者が保有又は開発する不動産等に関する情報提供」は各優先交渉権等に関する契約のみに規定されているため、当該サポートは積水ハウス不動産東京のみから受けることができます。

(注2) 「積水ハウス不動産各社（6社）」とは、積水ハウスが100%出資し、全国に展開する積水ハウスグループの不動産部門の中核企業である積水ハウス不動産東京、積水ハウス不動産東北、積水ハウス不動産中部、積水ハウス不動産関西、積水ハウス不動産中国四国及び積水ハウス不動産九州の総称です。以下同じです。

③ スポンサーの企業グループと投資法人の投資対象の棲分け、あるいは、重複の状況

積水ハウスグループは不動産賃貸事業を営んでおり、その投資する物件のタイプと本投資法人の投資する物件のタイプとが重複する可能性があります。ただし、前述のとおり、積水ハウスはスポンサー・サポート契約を、積水ハウス不動産東京は優先交渉権等に関する契約を、積水ハウス不動産東北、積水ハウス不動産中部、積水ハウス不動産関西、積水ハウス不動産中国四国及び積水ハウス不動産九州はそれぞれ優先交渉権に関する契約を、本投資法人及び本資産運用会社との間でそれぞれ締結しており、積水ハウスが保有又は開発する不動産等若しくは積水ハウス不動産各社（6 社）が保有又は開発する主として住宅の用に供される不動産等のうち、本投資法人の投資基準に適合するものと積水ハウス又は積水ハウス不動産各社（6 社）が判断する当該不動産等を売却しようとする場合、所定の適用除外事由がある場合を除き、当該売却関連の情報を第三者への提供に優先して本資産運用会社に提供すること、及び当該不動産等について、本資産運用会社が本投資法人による購入の申込みをした場合、積水ハウス又は積水ハウス不動産各社（6 社）は売買の条件について本資産運用会社と誠実に協議し、当該情報提供日から 20 営業日の間は、第三者との間で当該不動産等の売却に関する交渉を行わないことに合意しています。加えて、積水ハウスは、積水ハウスグループをはじめとし、その他日本国内に不動産等を保有し又は開発・保有を予定する第三者が当該不動産等を売却しようとする旨の情報を入手した場合において、積水ハウス及び積水ハウス不動産東京は、主として住宅の用に供される不動産等を保有し又は開発・保有を予定する第三者が当該不動産等を売却しようとする旨の情報を入手し、当該不動産等について本投資法人の投資基準に適合するものと各社が判断する場合、売却先について、指定又はその範囲を限定されている場合など一定の場合を除き、当該売却関連情報を他者への提供に優先して本資産運用会社に提供するよう努めることとされています。

2. 投資法人及び資産運用会社の運用体制等

(1) 投資法人

① 投資法人の役員の状況（本書の日付現在）

役職名	氏 名	主要略歴（会社名等当時）	
執行役員	井上 順一 (注2)	1989年 4月	積水ハウス株式会社 入社 東京特建事業部
		1999年 8月	同社 東京特建営業所
		2002年 2月	同社 東京西シャームゾン営業所
		2002年 8月	積和不動産株式会社 出向 経営企画室 経営管理部
		2003年 2月	同社 転籍 経営企画室 経営管理部
		2005年 6月	積水ハウス株式会社 出向 開発事業部
		2006年 4月	同社 出向 不動産投資運用部
		2007年 8月	同社 転籍 不動産投資運用部
		2010年 2月	同社 東日本開発企画部
		2010年 3月	積水ハウス・SI アセットマネジメント株式会社 出向 取締役就任
		2012年 5月	同社 転籍 代表取締役社長就任
		2012年 6月	積水ハウス・SI 投資法人 執行役員就任
		2014年 3月	積水ハウス・リアルティ株式会社(注1) 顧問
		2014年 4月	同社 代表取締役社長就任（現任）
		2014年 9月	本投資法人 執行役員就任（現任）
補欠執行役員	木田 敦宏	1985年 4月	積水ハウス株式会社 入社 経理部
		2001年 4月	同社 関連企業部
		2005年 7月	同社 経理部
		2005年 8月	ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 出向 財務経理部
		2008年 8月	積水ハウス株式会社 経理財務部
		2010年 9月	積水ハウス・SI アセットマネジメント株式会社 取締役就任
		2013年 10月	SH ホテルシステムズ株式会社 監査役就任
		2014年 4月	積水ハウス投資顧問株式会社(注1) 出向 取締役管理本部長就任
		2018年 5月	同社 取締役就任（現任）

役職名	氏 名	主要略歴（会社名等当時）	
監督役員	野村 滋	1975 年 11 月	アーンストアンドウィニー東京事務所、ニューヨーク事務所、 デュッセルドルフ事務所
		1979 年 2 月	公認会計士登録
		2002 年 7 月	新日本アーンストアンドヤング税理士法人統括代表社員
		2003 年 1 月	EY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社 CO-CEO（共同経営責任者）
		2011 年 7 月	野村滋公認会計士事務所開設（現任）
		2011 年 7 月	株式会社 EOS 取締役就任
		2012 年 4 月	株式会社カワシマ・ゴールド 監査役就任
		2012 年 7 月	特定非営利活動法人ビュー・コミュニケーションズ 監事就任
		2014 年 9 月	本投資法人 監督役員就任（現任）
		2015 年 6 月	栄研化学株式会社 社外取締役就任（現任）
		2017 年 7 月	株式会社整理回収機構 企業再生検討委員会 委員就任（現任）
監督役員	大宮 立	1998 年 4 月	株式会社日本興業銀行 入社
		2002 年 4 月	最高裁判所司法研修所
		2003 年 10 月	森・濱田松本法律事務所
		2012 年 7 月	シティ法律事務所 パートナー就任
		2013 年 12 月	キュービーネット株式会社 監査役就任
		2014 年 9 月	本投資法人 監督役員就任（現任）
		2017 年 9 月	キュービーネットホールディングス株式会社 社外取締役就任（現任）
		2018 年 10 月	レックス法律事務所開設 同事務所パートナー就任（現任）
補欠監督役員	矢田 悠	2007 年 12 月	森・濱田松本法律事務所
		2012 年 7 月	証券取引等監視委員会 出向
		2014 年 3 月	金融庁監督局証券課 出向（併任）
		2014 年 7 月	森・濱田松本法律事務所 復帰
		2018 年 2 月	ひふみ総合法律事務所 設立 同事務所代表パートナー就任（現任）
		2019 年 10 月	株式会社 VIDA Corporation 社外監査役就任（現任）

（注 1） 「積水ハウス・リアルティ株式会社」及び「積水ハウス投資顧問株式会社」は、いずれも本資産運用会社の商号変更前の旧商号です。

（注 2） 2021 年 1 月 22 日に井上順一より執行役員を辞任する旨の申出があり、本投資法人は当該申出を受理しました。これに伴い、補欠執行役員である木田敦宏が同年 2 月 1 日付で執行役員に就任する予定です。

② 資産運用会社役職員と兼職する投資法人の役員の選任理由・兼職理由及び利益相反関係への態勢

氏 名	資産運用会社の役職名	選定理由・兼職理由	利益相反関係への態勢
井上 順一	代表取締役社長	不動産の投資運用等に関する幅広い知識と豊富な経験を備え、加えて上場投資法人の執行役員の経験があることから選任しています。 また、本資産運用会社の代表取締役社長が本投資法人の執行役員を兼職することにより、本投資法人と本資産運用会社との連携がより強化され、本投資法人における機動的な意思決定が可能となります。加えて当該兼職により情報が共有されることで、本資産運用会社から本投資法人の役員会へ速やかな報告が可能となるため、適切かつ妥当な運営を行うことが可能となると考えています。	本投資法人と本資産運用会社との取引関係は資産運用業務の委託のみを行っていますが、当該委託契約の変更又は解約等については投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）又は当該委託契約の条項により、役員会又は投資主総会の承認を受けることとされており、更に本投資法人の役員会規程において特別な利害関係を有する役員は役員会の議決に参加できないこととしています。なお、本投資法人の監督役員には外部の弁護士及び公認会計士が就任し執行役員の業務執行を監督しています。 また、本資産運用会社には会社法による利益相反取引の規制が適用されるほか、本資産運用会社において、利害関係者と本投資法人との間の取引について、利益相反による弊害を排除するため、自主ルールとして利害関係者取引規程等を制定し、本投資法人と本資産運用会社の利害関係者との間で取引を行う場合には、コンプライアンス・オフィサーによる事前承認、利害関係のない第三者が外部委員として出席する投資委員会及びコンプライアンス委員会による審議、決議を必要としています。なお、投資委員会及びコンプライアンス委員会ともに外部委員の出席を必要とし、外部委員を含む出席した議決権を有する委員全員の賛成がなければ議案の承認が得られない仕組みとしています。

③ その他投資法人役員の兼任・兼職による利益相反関係の有無等（前②に記載された内容を除く）

該当事項はありません。

(2) 資産運用会社

① 資産運用会社の役員の状況（本書の日付現在）

役職名・ 常勤非常勤の別	氏 名	主要略歴（会社名等当時）		兼任・兼職・出向の状況
代表取締役社長	井上 順一 (注2)	前記「(1) 投資法人 ①投資法人の役員の状況」をご参照下さい。		本投資法人 執行役員
取締役	木田 敦宏	前記「(1) 投資法人 ①投資法人の役員の状況」をご参照下さい。		積水ハウス株式会社より出向
取締役 IR 部長	佐藤 信義	1994 年 4 月	オリックス株式会社 入社 不動産鑑定部	
		1998 年 3 月	同社 大阪営業第二部	
		2002 年 3 月	同社 プロジェクトファイナンス部	
		2005 年 3 月	同社 ストラクチャードファイナンス部	
		2007 年 4 月	ラサールインベストメントマネジメント株式会社 入社 投資営業部 アソシエイトディレクター	
		2009 年 4 月	株式会社ジョイント・コーポレーション 入社 株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ 出向 IR・財務部 担当部長	
		2009 年 4 月	株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ IR・財務部長	
		2010 年 3 月	同社 転籍 IR・財務部長	
		2014 年 3 月	同社 取締役副社長就任	
		2018 年 5 月	本資産運用会社 取締役就任	
		2020 年 11 月	同社 取締役 IR 部長（現任）	
取締役	大谷 仁誉	1987 年 4 月	山一証券株式会社 入社 引受審査部	積水ハウス株式会社より出向
		1998 年 2 月	三和証券株式会社 入社 引受部	
		2005 年 7 月	みずほ証券株式会社 入社 エクイティキャピタルマーケット部	
		2005 年 10 月	同社 関西営業部	
		2012 年 4 月	同社 関西投資銀行部長	
		2016 年 4 月	同社 横浜支店 企業金融部長	
		2017 年 4 月	積水ハウス株式会社 入社 積水ハウス投資顧問株式会社(注1) 出向 顧問	
		2017 年 4 月	積水ハウス投資顧問株式会社 取締役経営企画室長就任	
		2018 年 5 月	同社 取締役経営戦略室長就任	
		2019 年 8 月	同社 取締役就任（現任）	

役職名・ 常勤非常勤の別	氏 名	主要略歴（会社名等当時）		兼任・兼職・出向の状況
取締役	丸山 昭一	1985 年 4 月 1994 年 2 月 1999 年 4 月 2010 年 12 月 2011 年 2 月 2013 年 11 月 2014 年 2 月 2014 年 4 月 2018 年 5 月	積水ハウス株式会社 入社 東京特建営業所 同社 東京都市開発事業部 同社 東京マンション事業部 同社 東日本開発事業部 ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 出向 不動産投資本部 投資企画部長 積水ハウス株式会社 開発事業部 積水ハウス・リアルティ株式会社(注1) 出向 代表取締役社長就任 同社 取締役不動産投資運用本部長 同社 取締役就任（現任）	積水ハウス株式会社より出向
取締役 コンプライアンス・ オフィサー	角森 吉洋	1987 年 4 月 1990 年 12 月 1996 年 3 月 2001 年 7 月 2003 年 5 月 2004 年 10 月 2005 年 4 月 2007 年 3 月 2008 年 7 月 2012 年 5 月 2018 年 5 月 2019 年 5 月 2020 年 11 月	株式会社青木建設入社 管理本部経理部 同社 香港支店事務部 同社 東京支店事務部 同社 東京支店事務部 課長 同社 管理本部経営企画部 課長 同社 営業本部営業統括部 課長 同社 営業推進本部企画営業部 課長 株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ 入社 管理部 次長 同社 リスク管理・コンプライアンス室 次長 同社 コンプライアンス・オフィサー兼リスク管理・コンプライアンス室長 本資産運用会社 内部統制推進室副室長兼法務担当部長 同社 取締役コンプライアンス・オフィサー兼内部統制推進室長就任 同社 取締役コンプライアンス・オフィサー（現任）	

役職名・ 常勤非常勤の別	氏 名	主要略歴（会社名等当時）		兼任・兼職・出向の状況
非常勤取締役	上條 英之	1977 年 4 月	石川島播磨重工業株式会社 入社	積水ハウスフィナンシャル サービス株式会社 取締役 積水ハウス株式会社 常務執行役員 経理・財務担 当
		1987 年 8 月	積水ハウス株式会社 入社 都市開発事業部	
		1991 年 8 月	同社 東京総合開発事業部	
		1995 年 2 月	同社 東京都市開発事業部	
		1999 年 4 月	同社 開発事業部	
		2006 年 4 月	同社 不動産投資運用部長	
		2010 年 2 月	同社 経理財務部 次長	
		2010 年 3 月	積水ハウス・SI アセットマネジメント株式会社 取締役就任	
		2010 年 5 月	積水ハウス株式会社 経理財務部長	
		2010 年 10 月	ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 取締役就任	
		2011 年 12 月	積水ハウスフィナンシャルサービス株式会社 取締役就任（現任）	
		2012 年 6 月	日本住宅ローン株式会社 取締役就任	
		2014 年 4 月	積水ハウス株式会社 執行役員経理財務部長	
		2014 年 6 月	積水ハウス投資顧問株式会社(注1) 非常勤取締役就任（現任）	
		2015 年 4 月	積和不動産関東株式会社 監査役就任	
		2015 年 12 月	鳳ホールディングス株式会社 監査役就任	
		2018 年 4 月	株式会社鴻池組 監査役就任	
		2019 年 4 月	積水ハウス株式会社 常務執行役員経理財務部長 同社 常務執行役員（現任）	
非常勤監査役	河村 直樹	1996 年 4 月	積水ハウス株式会社 入社 総務部	積水ハウス株式会社 法務部長
		2002 年 8 月	同社 法務部	
		2014 年 3 月	積水ハウス・SI アセットマネジメント株式会社 監査役就任	
		2017 年 4 月	積水ハウス株式会社 法務部 部長	
		2018 年 5 月	本資産運用会社 非常勤監査役就任（現任）	
		2020 年 2 月	積水ハウス株式会社 法務部長就任（現任）	

(注1) 「積水ハウス・リアルティ株式会社」及び「積水ハウス投資顧問株式会社」は、いずれも本資産運用会社の商号変更前の旧商号です。

(注2) 2021 年 1 月 22 日に井上順一より代表取締役社長を辞任する旨の申出を受け、本資産運用会社は当該申出を受理しました。また、同日に開催された取締役会において、同年 2 月 1 日開催予定の臨時株主総会において新たな取締役として阿部亨を選任する旨を付議することが決議されました。なお、阿部亨については、当該臨時株主総会で取締役に選任された後、同日開催予定の取締役会において代表取締役社長候補としての選任について付議する予定です。

② 資産運用会社の従業員の状況（本書の日付現在）

出向元	人数	出向元と兼務がある場合にはその状況
積水ハウス	12	該当ありません
積水ハウス不動産東京	1	該当ありません
出向者計	13	—
出向者以外	40	該当ありません
資産運用会社従業員総数	53	—

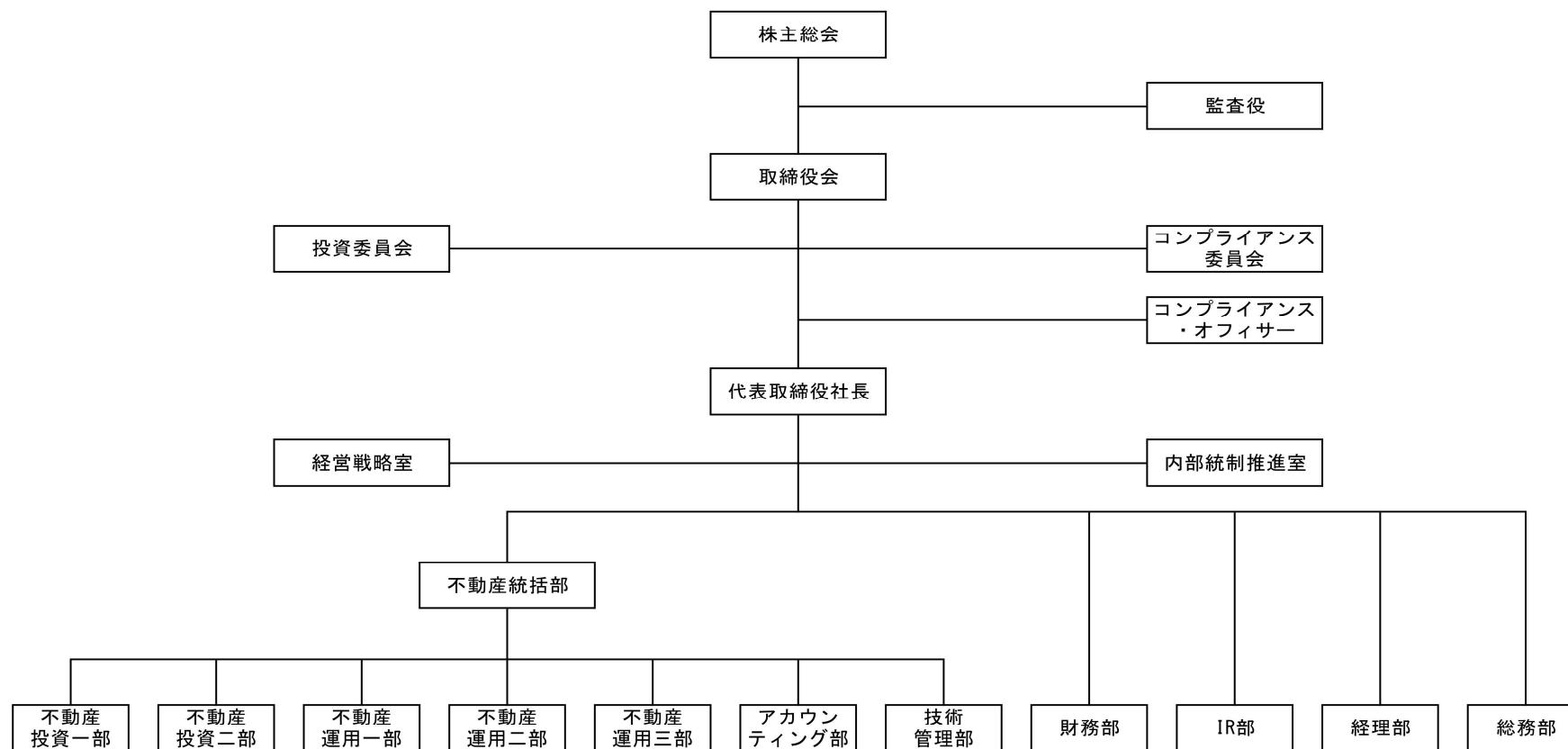
（注） 上記表中の人数には、前記「①資産運用会社の役員の状況（本書の日付現在）」に記載の役員は含まれていません。

③ 投資法人及び資産運用会社の運用体制

本投資法人は資産の運用を本資産運用会社に委託して行います。

(イ) 業務運営の組織体制

本資産運用会社の業務運営の組織体制は、以下のとおりです。



本資産運用会社は、上記組織の下、本投資法人より委託を受けた資産の運用に係る業務を行います。各種業務は、不動産投資一部、不動産投資二部（以下、総称して「不動産投資各部」といいます。）、不動産運用一部、不動産運用二部、不動産運用三部（以下、総称して「不動産運用各部」といいます。）、アカウントティング部、技術管理部及びこれらを統括する不動産統括部並びに財務部、IR 部、経理部及び総務部、並びに経営戦略室及び内部統制推進室の各部署に分掌されます。なお、各業務担当取締役は、それぞれ関連する業務を所管します。

また、コンプライアンスに関する審議を行う機関としてコンプライアンス委員会を、投資判断に関する審議を行う機関として投資委員会を設置しています。

(ロ) 本資産運用会社の各組織の業務分掌体制

各組織の業務分掌体制は、以下のとおりです。

部門名	業務範囲
取締役会	取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、次の事項を決定します。 a. 本資産運用会社の株主総会等に関する事項 b. 本資産運用会社の役員・使用人等に関する事項 c. 本資産運用会社の資産又は財務に関する事項 d. 本資産運用会社の業務運営に関する重要な事項 e. 本投資法人の資産運用に関する重要な事項 f. コンプライアンスに関する事項 g. その他業務執行に関する重要な事項
不動産統括部	a. 不動産投資各部、不動産運用各部、アカウンティング部及び技術管理部の統括業務 b. 本投資法人の投資方針の策定に関する業務 c. 本投資法人の運用資産の売却方針の策定に関する業務 d. 本投資法人の運用方針の策定に関する業務 e. その他付随する業務
不動産投資各部	a. 本投資法人の投資計画・売却計画の策定に関する業務 b. 運用資産の取得のための物件調査に関する業務 c. 運用資産の取得の実行及び諸契約締結に関する業務 d. 運用資産の売却の実行及び諸契約締結に関する業務 e. 不動産売買市場の調査及び分析に関する業務 f. その他付随する業務
不動産運用各部	a. 本投資法人の運用計画の策定に関する業務 b. 運用資産の価値維持・向上に関する業務 c. 運用資産に係る物件調査に関する業務 d. 不動産の管理状況の把握に関する業務 e. PM業務の受託者の指示及び監督に関する業務 f. 運用資産に係る諸契約締結に関する業務 g. 不動産の賃借人からの苦情対応に関する業務 h. 不動産賃貸市場の調査及び分析に関する業務 i. その他付随する業務

部門名	業務範囲
アカウンティング部	a. 運用資産の予実管理に関する業務 b. 本投資法人のポートフォリオ管理に関する業務 c. 不動産市場全般の動向調査及び分析に関する業務 d. その他付随する業務
技術管理部	a. 運用資産の長期修繕計画の策定及び実施管理に関する業務 b. 運用資産に係る各種工事の技術的検討及び助言に関する業務 c. 運用資産及び取得対象資産に係る専門的調査に関する業務 d. 不動産投資各部及び不動産運用各部の支援に関する業務 e. その他付随する業務
財務部	a. ファイナンス方針及び計画の策定に関する業務 b. 本投資法人の資金調達に関する業務 c. 配分方針及び計画の策定及び実行に関する業務 d. 余資の運用方針及び計画の策定及び実行に関する業務 e. 金融市場の動向調査及び分析に関する業務 f. その他付随する業務
IR部	a. 本投資法人の情報開示（IR）及びディスクロージャーに関する業務 b. 投資口発行に伴う有価証券届出書等の作成及び投資家対応に関する業務 c. 投資主等からの苦情対応及び一般的事項に関する照会等に関する業務 d. J-REIT市場の動向調査及び分析に関する業務 e. その他付随する業務
経理部	a. 本資産運用会社の年度経理方針及び予算策定に関する業務 b. 本資産運用会社の経理及び出納に関する業務 c. 本投資法人の会計、税務及び資金管理の補助に関する業務 d. その他付随する業務
総務部	a. 本資産運用会社の人事に関する業務 b. 本資産運用会社の広報に関する業務 c. 本資産運用会社の株主総会及び取締役会運営に関する業務 d. 本投資法人の機関運営（投資主総会等）の補助に関する業務 e. 本資産運用会社の規程の改廃に関する業務 f. 情報システム機器の運用、保全及び管理に関する業務

部門名	業務範囲
	g. その他付随する業務
経営戦略室	a. 本資産運用会社の経営戦略及び事業戦略の立案、企画及び推進に関する業務 b. 本資産運用会社の業務改革の提案に関する業務 c. ESG（Environment, Social, Governance）に関する企画及び推進に関する業務 d. 不動産市場及び金融市場の動向調査及び分析の統括業務 e. その他付随する業務
内部統制推進室	a. 本資産運用会社各部署におけるリスク管理の統括に関する業務 b. 本資産運用会社の内部管理に関する業務 c. 本資産運用会社の内部監査に関する業務 d. 法令諸規則遵守状況のモニタリングに関する業務 e. 本資産運用会社の法務に関する業務 f. 本投資法人の法務に関する業務 g. 行政機関及び業界諸団体等への定例報告及び届出等その他の対応に関する業務 h. 本資産運用会社の各種稟議等の事前審査に関する業務 i. 不動産の賃借人及び投資主等その他からの苦情対応の統括に関する業務 j. その他付随する業務
コンプライアンス・オフィサー	a. 本資産運用会社のコンプライアンスに関する統括業務 b. 本投資法人のコンプライアンスに関する統括業務 c. 内部統制推進室に分掌される各業務の統括業務 d. その他付随する業務

(ハ) 委員会の概要

各委員会の概要は、以下のとおりです。

a. 投資委員会

委員	代表取締役社長（委員長）及び取締役としての地位を有するコンプライアンス・オフィサー（以下「取締役コンプライアンス・オフィサー」といいます。）を含む全常勤取締役、経営戦略室長、内部統制推進室長、不動産統括部長、財務部長、IR部長、経理部長及び総務部長並びに外部委員(注)。 なお、外部委員の選任及び解任は、本資産運用会社の取締役会の決議をもって行いますが、事前又は事後に本投資法人の役員会の承認を得ることが必要とされています。
審議内容	・ 本投資法人の投資方針及び投資計画の策定及び改定 ・ 本投資法人の運用方針及び運用計画の策定及び改定 ・ 本投資法人の資金調達に係る基本方針の策定及び改定 ・ 本投資法人の資産の取得及び売却の決定

	・ 本投資法人の資産の賃貸借、管理の委託及び工事の実施の決定（本資産運用会社の「職務権限規程」に定めるものに限りします。） ・ 長期修繕計画の策定及び改定 ・ 本投資法人の資金調達に係る事項の決定 ・ その他「利害関係者取引規程」に定める本投資法人と利害関係者（以下「利害関係者」といいます。なお、「利害関係者」については、後記「（３）利益相反取引への取組み等 ①利益相反取引への対応方針及び運用体制」をご参照下さい。以下同じです。）との間の取引の決定 ・ 本投資法人の投資方針に係る重要事項 ・ 各委員が審議及び決議を求めた事項 ・ 委員長が必要と認めた事項及び本資産運用会社の社内規程により別途定める事項 ・ その他付随する事項
審議方法等	・ 投資委員会は、議決に加わることでできる委員の過半数の出席により成立します。ただし、委員長、取締役コンプライアンス・オフィサー、不動産統括部長及び不動産鑑定士の資格を有する外部委員1名以上の出席（なお、不動産鑑定士の資格を有する外部委員の代理出席をする場合は、代理人となる補欠外部委員も、不動産鑑定士の資格を有する者でなければならないものとされています。）は必須とされています。 ・ 投資委員会の決議は、外部委員を含む出席した議決権を有する委員全員の賛成によります。 ・ 取締役コンプライアンス・オフィサーは、投資委員会の決議に当たり、法令・諸規則等の遵守その他コンプライアンスに関する観点から問題の有無を検証し、コンプライアンス上の問題がある議案については反対しなければならず、また、その議決権については、主として議案のコンプライアンス面からの検証の観点から行使するものとされています。なお、取締役コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス上重大な問題があると判断する場合、投資委員会の審議中においても審議の中断を命じ、又は議案を起案部署に差し戻さなければなりません。 ・ 投資委員会は、必要に応じ、審議事項に係る役職員を委員会に出席させ、その報告又は意見を徴することができます。なお、各部署の長は、原則として委員会に出席し、その報告又は意見を投資委員会に提供するように努めるものとされています。 ・ （コンプライアンス・オフィサーが取締役でない場合の特則） コンプライアンス・オフィサーが取締役でなく、投資委員会の委員とならない場合には、コンプライアンス・オフィサーは、オブザーバーとして投資委員会に出席するものとします。かかる場合、コンプライアンス・オフィサーは、委員会において、委員と同様に発言又は質問その他の方法により議事に参加することができます。ただし、コンプライアンス・オフィサーは、委員会での決議に当たり、議決権を有しないものとします。なお、かかる場合においても、コンプライアンス・オフィサーの出席は必須とされています。

(注) 本書の日付現在、本資産運用会社、本資産運用会社の役職員又は利害関係者との間に特別の利害関係を有していない、不動産鑑定士1名及び弁護士1名の計2名が外部委員として選任されています。

b. コンプライアンス委員会

委員	コンプライアンス・オフィサー（委員長）、代表取締役社長を含む全常勤取締役及び外部委員（注）。 なお、外部委員の選任及び解任は、本資産運用会社の取締役会の決議をもって行いますが、事前又は事後に本投資法人の役員会の承認を得ることが必要とされています。
審議内容	・ 利害関係者との間の取引の決定 ・ コンプライアンス規程、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムの策定及び改定 ・ 内部監査規程の策定及び改定 ・ 本資産運用会社のリスク管理に関する事項 ・ 委員長が審議及び決議を求めた事項 ・ 委員長が必要と認めた事項及び本資産運用会社の社内規程により別途定める事項 ・ 本資産運用会社に対する苦情等の処理に関する事項その他コンプライアンス上不適切な行為及び不適切であるとの疑義がある行為に関する事項 ・ 本投資法人の資産の取得及び売却の決定 ・ その他付随する事項
審議方法等	・ コンプライアンス委員会は、議決に加わることのできる委員の過半数の出席により成立します。ただし、委員長及び外部委員の出席は必須とされています。 ・ コンプライアンス委員会の決議は、委員長及び外部委員を含む出席した議決権を有する委員全員の賛成によるものとされています。

（注） 本書の日付現在、本資産運用会社、本資産運用会社の役職員又は利害関係者との間に特別の利害関係を有していない弁護士1名が外部委員として選任されています。

（二）投資運用の意思決定機構

本資産運用会社は、規約に沿って、本投資法人から資産運用の一任を受けた資産運用会社として、運用ガイドラインを策定し、投資方針、利害関係者との取引についてのルール、分配の方針、開示の方針等の投資運用に関する基本的な考え方について定めます。

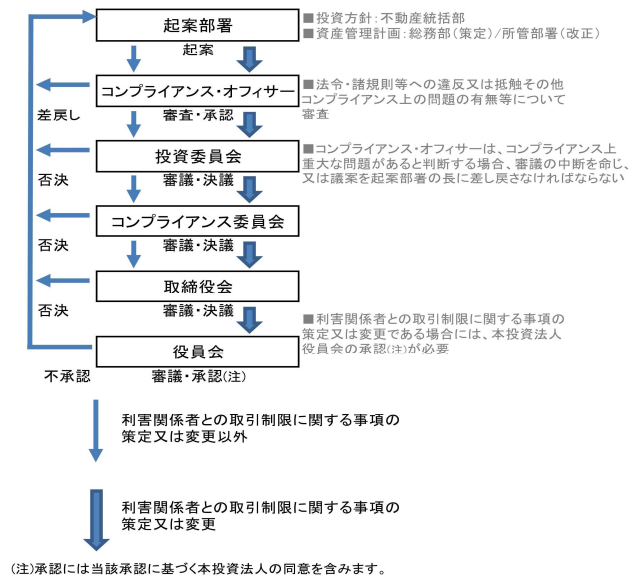
また、本資産運用会社は、運用ガイドラインに従い、資産管理計画書等を策定し、運用ガイドラインに定める投資方針、利害関係者との取引についてのルールに従い、投資物件を選定し、その取得を決定します。

運用ガイドライン等の策定及び変更に係る意思決定フロー並びに資産の取得及び売却に係る意思決定フローは、以下のとおりです。

a. 本投資法人の資産の運用に係る投資方針に関する意思決定

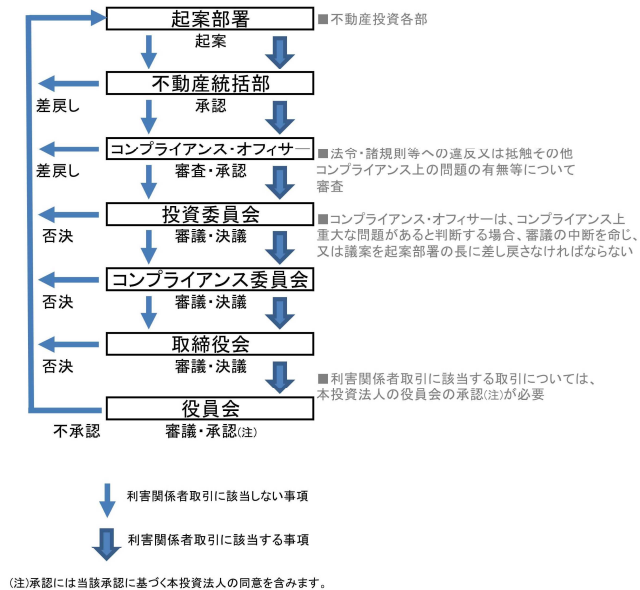
投資方針の策定及び変更については、起案部署である不動産統括部が起案し、コンプライアンス・オフィサーの事前審査、投資委員会の審議及び決議並びにコンプライアンス委員会の審議及び決議を経て、取締役会に上程され、取締役会において審議及び決議されることにより、策定又は変更されます。ただし、当該投資方針の策定又は変更が、利害関係者との取引制限に関する事項の策定又は変更である場合には、取締役会の決議後、更に本投資法人の役員会に上程され、本投資法人の役員会において審議及び承認されることにより、策定又は変更されます。なお、かかる意思決定手続の過程において否決された議案は、起案部署に差し戻されるものとされています。

資産管理計画書の策定及び変更については、起案部署が、資産管理計画書の策定の場合には総務部になり、改正の場合には、改正の内容に対応した所管部署になる他は、投資方針の策定及び変更と同様の手続で決定されます。



b. 資産の取得及び売却に関する意思決定

資産の取得及び売却については、起案部署である不動産投資各部が起案し、不動産統括部長の承認、コンプライアンス・オフィサーの事前審査、投資委員会の審議及び決議並びにコンプライアンス委員会の審議及び決議を経て、取締役会に上程され、取締役会において審議及び決議されることにより、決定されます。ただし、当該資産の取得又は売却が、利害関係者取引である場合には、取締役会の決議後、更に本投資法人の役員会に上程され、本投資法人の役員会において審議及び承認の決議並びに当該決議に基づき本投資法人による同意がなされることにより、決定されます。なお、かかる意思決定手続の過程において否決された議案は、起案部署に差し戻されるものとされています。



(3) 利益相反取引への取組み等

① 利益相反取引への対応方針及び運用体制

本資産運用会社は、利害関係者と本投資法人との間の取引については、利益相反による弊害を排除するため、自主ルールとして利害関係者取引規程を以下のとおり定めています。

(イ) 利害関係者の範囲

「利害関係者」とは、以下の a. から d. までに定めるものを総称していいいます。

- a. 投信法にて定義される「利害関係人等」
- b. 本資産運用会社の株主
- c. 上記 a. 又は b. に定めるものが投資一任契約を締結している特別目的会社等
- d. 上記 a. 又は b. に定めるものの出資の合計が過半となる特別目的会社等

(ロ) 利害関係者との取引の条件

本投資法人が利害関係者との間で以下に定める取引等を行おうとする場合には、以下に定めるところに従わなければなりません。

a. 利害関係者からの特定資産の取得

- i) 不動産、不動産の賃借権及び地上権並びに不動産、不動産の賃借権及び地上権を信託した信託受益権（以下、本（ロ）において「不動産等資産」と総称していいいます。）の取得の場合

不動産等資産を取得するに当たっては、利害関係者ではない不動産鑑定士の鑑定評価書を取得することとし、不動産等資産 1 物件当たりの取得価格（不動産等資産そのものの取得金額とし、不動産鑑定評価額等の対象となっていない税金及び取得費用等のほか、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額を含まないものとします。）は、当該不動産鑑定評価書の不動産鑑定評価額等以下の金額とします。ただし、利害関係者が本投資法人への譲渡を前提に、一時的に特別目的会社等の組成を行う等して負担した費用が存する場合、上記にかかわらず、当該費用を不動産鑑定評価額等に加えて取得することができるものとします。

- ii) その他の特定資産の取得の場合

市場における時価を把握できる場合、時価により取得するものとします。それ以外の場合、公正な第三者によって提示された適正な価格により取得するものとします。

b. 利害関係者への特定資産の譲渡

- i) 不動産等資産の譲渡の場合

不動産等資産を譲渡するに当たっては、利害関係者ではない不動産鑑定士の鑑定評価書を取得することとし、不動産等資産 1 物件当たりの譲渡価格（不動産等資産そのものの譲渡価格とし、税金及び譲渡費用等のほか、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額を含まないものとします。）は、当該不動産鑑定評価書の不動産鑑定評価額等以上の金額とします。

- ii) その他の特定資産の譲渡の場合

市場における時価を把握できる場合、時価により譲渡するものとします。それ以外の場合、公正な第三者によって提示された適正な価格により譲渡するものとします。

c. 不動産等資産の取得、譲渡又は賃貸に係る利害関係者への媒介手数料の支払

支払うべき媒介手数料の金額は、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。その後の改正を含みます。）に規定する報酬の範囲内（信託受益権の場合にはその目的となっている宅地又は建物を基準とします。）とし、契約条件の水準、媒介の難易度等を勘案して決定します。

d. 利害関係者への不動産等資産の管理等の委託

- i) 利害関係者へ不動産等資産の管理等を委託する場合には、委託料の市場水準、提供役務の内容、業務総量等を総合的に勘案の上、適正と判断される条件で委託しなければなりません。
- ii) 本投資法人が不動産等資産を取得する際に、当該不動産等資産に関し利害関係者が管理等を受託している場合において、当該利害関係者に引き続き管理等を委託する場合には、当該物件の取得の検討に当たり、利害関係者への委託条件の適正性に十分に留意し、取得の可否及び取得価格を決定するものとします。
- iii) 本資産運用会社は、原則年 1 回、利害関係者の管理業務等の遂行状況について、利害関係を有しない独立した外部の評価機関による評価等を行い、委託先としての適正性を検証します。その結果が一定水準に達しない場合には、当該利害関係者に対して、業務内容の変更及び改善の指示を行い、又は管理等の委託先の変更を行うものとします。

e. 利害関係者との不動産等資産の賃貸借契約の締結

本投資法人と利害関係者との間の賃貸借契約の内容は、市場賃料、周辺相場等を調査し、必要に応じて利害関係者でない第三者の意見等も参考にした上で、適正と判断される条件によります。

f. 利害関係者への不動産等資産に係る次の i) から iii) までの応じ、それぞれに掲げる契約金額を超える工事等の発注

利害関係者以外の第三者の見積価格・役務提供の内容等と比較検討した上で、見積価格・役務提供の内容等が本投資法人にとって不利益でない場合に限り、利害関係者に対し同工事等を発注することができるものとします。

- i) 不動産等資産が運用ガイドラインに規定する居住用不動産の場合 500 万円
- ii) 不動産等資産が運用ガイドラインに規定する商業用不動産等の場合 3,000 万円
- iii) 上記 i) 及び ii) 以外の場合 3,000 万円

なお、本投資法人が利害関係者との間で発注した工事等が、i) から iii) までの定める金額に満たない場合であっても、本資産運用会社が本投資法人に対して負担する善管注意義務及び忠実義務の観点から、取引条件の適正が必要とされることに十分に留意し、取引条件を決定するものとします。

(ハ) 利害関係者との取引に関する手続

利害関係者との前記「(ロ) 利害関係者との取引の条件」に記載の取引に係る意思決定手続については、資産の取得及び売却については、起案部署である不動産投資各部が起案し、不動産統括部長の承認、コンプライアンス・オフィサーの事前審査、投資委員会の審議及び決議並びにコンプライアンス委員会の審議及び決議を経て、取締役会に上程され、取締役会において審議及び決議後、更に本投資法人の役員会に上程され、本投資法人の役員会において審議及び承認の決議並びに当該決議に基づき本投資法人による同意がなされることにより、決定されます。なお、かかる意思決定手続の過程において否決された議案は、起案部署に差し戻されます。

資産の賃貸又は管理の委託については、起案部署が、不動産運用各部になる他は、資産の取得及び売却と同様の手続で決定されます。

② 運用体制の採用理由

(イ) 利益相反取引に対して本投資法人の執行役員が果たす機能について

本投資法人の執行役員である井上 順一は本資産運用会社の代表取締役社長を兼任しています。兼職による利益相反関係への態勢については前記「(1) 投資法人 ②資産運用会社役職員と兼職する投資法人の役員の選任理由・兼職理由及び利益相反関係への態勢」をご参照下さい。

(ロ) 利益相反取引に対する本資産運用会社の取締役会が果たす機能について

本資産運用会社の取締役会はスポンサーである積水ハウスの関係者で構成されています。そのため、本資産運用会社の利害関係者と本投資法人との取引においては公正性と透明性の確保が必要であると考え、社内規程として「利害関係者取引規程」を制定し、積水ハウスと本投資法人との利益相反により投資主利益を損なうことがないよう、第三者性を確保したガバナンス体制を構築しています。具体的には、投資委員会及びコンプライアンス委員会における各議決に際しては、積水ハウス等の本資産運用会社の利害関係者との間に特別の利害関係を有していない専門家の中から選任した外部委員の出席及び賛成を必須とする仕組みを取り入れています。詳細については、前記「① 利益相反取引への対応方針及び運用体制」をご参照下さい。

(ハ) 利益相反取引に対する外部委員が果たす機能について

本資産運用会社が設置している投資委員会及びコンプライアンス委員会においては、それぞれ利害関係のない第三者を外部委員として取締役会にて選任しています。各委員会の決議は、それぞれの外部委員の出席及び賛成を要するものとしており、委員会の意思決定における公正性、客観性及び妥当性を確保しています。各委員会の概要については、前記「(2) 資産運用会社 ③ 投資法人及び資産運用会社の運用体制 (ハ) 委員会の概要」をご参照下さい。

【外部委員の主要略歴】（本書の日付現在）

役職名	氏名	主要略歴（会社名等当時）	
投資委員会 外部委員	杉浦 綾子	1989年4月 1993年3月 1995年2月 1998年9月 2010年～2015年 2013年6月 2014年9月 2015年5月 2016年4月 2017年9月 2019年6月 2019年10月	三菱信託銀行株式会社 入社 不動産鑑定士登録 株式会社緒方不動産鑑定事務所 入社 同社 取締役就任 国土交通省不動産鑑定士試験委員 公益社団法人 東京都不動産鑑定士協会副会長 本資産運用会社 投資委員会外部委員（現任） 国土交通省 土地鑑定委員会専門委員（現任） 武蔵野大学客員教授（現任） 株式会社フロネシス 入社 執行役員不動産鑑定部長就任（現任） 公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会副会長（現任） 東京国税局土地評価審議会委員就任（現任）
投資委員会 外部委員	大越 有人	2002年10月 2007年2月 2007年8月 2008年8月 2009年8月 2011年10月 2017年4月 2018年5月 2018年8月	弁護士登録（東京弁護士会） 大原法律事務所 入所 金融庁 総務企画局市場課 入庁 同庁 検査局総務課 内閣官房・国家公務員制度改革推進本部事務局 金融庁 監督局証券課 第一東京弁護士会登録 TMI総合法律事務所 入所（現任） 積水ハウス・アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員 本資産運用会社 投資委員会外部委員（現任） 株式会社格付投資情報センター 監督委員会独立委員（現任）
コンプライアンス委員会 外部委員	瀧本 文浩	2001年10月 2008年6月 2008年9月 2011年2月 2012年4月 2015年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 長島・大野・常松法律事務所 入所 ニューヨーク州弁護士登録 岩田合同法律事務所 入所 島田法律事務所 入所（現任） 東北大学法科大学院非常勤講師（現任） 本資産運用会社 コンプライアンス委員会外部委員（現任）

(二) 利益相反取引に対するコンプライアンス・オフィサーが果たす機能について

本資産運用会社はコンプライアンス統括責任者としてコンプライアンス・オフィサーを担当に任命し、他部門に対する社内牽制機能の実効性を確保しています。コンプライアンス・オフィサーの役割については前記「1. 基本情報 (1) コンプライアンスに関する基本方針 (2) コンプライアンス体制」をご参照下さい。

【コンプライアンス・オフィサーの主要略歴】（本書の日付現在）

役職名	氏名	主要略歴
取締役コンプライアンス・オフィサー	角森 吉洋	前記「(2) 資産運用会社 ① 資産運用会社の役員の状況」をご参照下さい。

3. スポンサー関係者等との取引等

(1) 利害関係人等との取引等

第12期（2020年5月1日～2020年10月31日）における利害関係人等(注1)との取引状況等は、以下のとおりです。

① 取引状況

該当事項はありません。

② 支払手数料等の金額

区 分	支払手数料等 総額 (A) (千円)	利害関係人等との取引内訳		総額に対する割合 (B/A) (%) (注2)
		支払先	支払金額 (B) (千円)	
管理委託料等 (注2)	996,927	積水ハウス不動産東京株式会社	417,618	41.9
		積水ハウス不動産中部株式会社	57,445	5.8
		積水ハウスGMパートナーズ株式会社	46,824	4.7
		積水ハウス株式会社	21,829	2.2
		積水ハウス不動産九州株式会社	19,244	1.9
		積水ハウス不動産関西株式会社	6,376	0.6
		積水ハウス不動産東北株式会社	1,050	0.1
		SHホテルシステムズ株式会社	294	0.0

(注1) 「利害関係人等」とは、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第123条及び一般社団法人投資信託協会の投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則第26条第1項第27号に規定される本投資法人と資産運用委託契約を締結している資産運用会社の利害関係人等をいいます。以下、同じです。

(注2) 「管理委託料等」は、千円未満を切り捨てて記載しています。また、「総額に対する割合」は、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注3) 上記記載の支払手数料等以外の利害関係人等に対する修繕工事等の支払金額は以下のとおりです。千円未満を切り捨てて記載しています。

積水ハウス株式会社	281,710 千円
積水ハウス不動産東京株式会社	227,836 千円
積水ハウス不動産中部株式会社	66,241 千円
積水ハウス不動産九州株式会社	30,507 千円
積水ハウス GM パートナーズ株式会社	26,976 千円
積水ハウス不動産関西株式会社	5,194 千円
積水ハウス不動産東北株式会社	535 千円

(注4) プロパティ・マネジメント業務等の委託

物件名称	委託先の名称	主な委託業務
ガーデンシティ品川御殿山、本町南ガーデンシティ、 本町ガーデンシティ（オフィスビル部分）、 本町ガーデンシティ（ホテル部分）、 HK淀屋橋ガーデンアベニュー	積水ハウス株式会社	マスターリース兼プロパティ・マネジメント業務
御殿山SHビル		プロパティ・マネジメント業務
ザ・リッツ・カールトン京都(注)	SH ホテルシステムズ株式会社	プロパティ・マネジメント業務
エスティメゾン銀座、エスティメゾン麻布永坂、 エスティメゾン恵比寿Ⅱ、エスティメゾン恵比寿、 エスティメゾン神田、エスティメゾン北新宿、 エスティメゾン浅草駒形、エスティメゾン川崎、 エスティメゾン亀戸、 エスティメゾン目黒、エスティメゾン白楽、 エスティメゾン五反田、エスティメゾン大井仙台北坂、 エスティメゾン品川シーサイド、エスティメゾン南麻布、 エスティメゾン川崎Ⅱ、エスティメゾン麻布十番、 エスティメゾン板橋本町、エスティメゾン大泉学園、 エスティメゾン東品川、エスティメゾン板橋区役所前、 エスティメゾン三軒茶屋、プライムメゾン武蔵野の杜、 エスティメゾン三軒茶屋Ⅱ、エスティメゾン板橋C6、 エスティメゾン錦糸町、エスティメゾン武蔵小金井、 エスティメゾン秋葉原、エスティメゾン笹塚、	積水ハウス不動産東京株式会社	マスターリース兼プロパティ・マネジメント業務

プライムメゾン銀座イースト、プライムメゾン早稲田、 プライムメゾン八丁堀、プライムメゾン神保町、 プライムメゾン御殿山イースト、マストライフ秋葉原、 プライムメゾン森下、プライムメゾン品川、 プライムメゾン大通公園、プライムメゾン南2条、 プライムメゾン鴨々川、マストライフ八広、 プライムメゾン恵比寿、マストライフ日野、 プライムメゾン横濱日本大通、プライムメゾン渋谷、 プライムメゾン初台、プライムメゾン白金高輪、 プライムメゾン市谷山伏町、エスティメゾン森下、 プライムメゾン白金台タワー、プライムメゾン大塚、 プライムメゾン浅草橋、プライムメゾン代官山、 プライムメゾン御殿山ウエスト、プライムメゾン三田綱町、 プライムメゾン本郷、プライムメゾン蔵前、 エスティメゾン横浜青葉台ノース、 エスティメゾン横浜青葉台サウス		
プライムメゾン東桜、プライムメゾン萱場公園、 プライムメゾン御器所、プライムメゾン高見、 プライムメゾン矢田南、エスティメゾン東白壁、 エスティメゾン葵、プライムメゾン富士見台、 エスティメゾン鶴舞、グランマスト金沢西泉、 グランマスト鶴の森、エスティメゾン静岡鷹匠	積水ハウス不動産中部株式会社	マスターリース兼プロパティ・マネジメント業務
エスティメゾン上町台、エスティメゾン神戸三宮	積水ハウス不動産関西株式会社	マスターリース兼プロパティ・マネジメント業務
マスト博多、プライムメゾン百道浜、プライムメゾン照葉、 プライムメゾンセントラルパーク、マスト井尻	積水ハウス不動産九州株式会社	マスターリース兼プロパティ・マネジメント業務
エスティメゾン南堀江、エスティメゾン塚本、 プライムメゾンタ陽ヶ丘、プライムメゾン北田辺、 エスティメゾン西天満、神戸女子学生会館	積水ハウス GM パートナース株式会社	マスターリース兼プロパティ・マネジメント業務
グランマスト広瀬通	積水ハウス不動産東北株式会社	マスターリース兼プロパティ・マネジメント業務

(注) 本投資法人は、「ザ・リッツ・カールトン京都」について、当該物件に係る不動産信託受益権の準共有持分 49%を保有しています。以下同じです。

③ 賃貸借取引の金額

区分	賃貸事業収入総額 (A) (千円)	利害関係人等との取引内訳		総額に対する割合 (B/A) %(注)
		取引先	取引金額 (B) (千円)	
賃貸事業収入(注)	14,410,200	積水ハウス株式会社	1,384,376	9.6
		SH ホテルシステムズ株式会社	475,546	3.3
		積水ハウス不動産中部株式会社	403,316	2.8
		積水ハウス GM パートナーズ株式会社	215,679	1.5
		積水ハウス不動産九州株式会社	212,656	1.5
		株式会社鴻池組	200,913	1.4
		積水ハウス不動産東京株式会社	68,598	0.5
		積水ハウス不動産東北株式会社	29,025	0.2
		積水ハウス・アセットマネジメント株式会社	27,679	0.2
		積和トータルサポート株式会社	10,090	0.1
		積水ハウス不動産パートナーズ株式会社	1,357	0.0
		積水ハウス信託株式会社	696	0.0
		鴻池ビルテクノ株式会社	18	0.0

(注) 「賃貸事業収入」は、千円未満を切り捨てて記載しています。また、「総額に対する割合」は、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(2) 物件取得者等の状況

対象期間に物件の取得はありません。

4. その他

(1) 不動産鑑定機関の選定方針及び概要（2020 年 10 月 31 日現在）

① 選定方針

不動産鑑定業者の選定に当たっては、(i)上場不動産投資法人の保有資産に関して鑑定実績があること、並びに(ii)公正性及び透明性の確保に足る優れた鑑定評価能力を有していることを主な基準として選定した不動産鑑定業者（以下「選定業者」といいます。）より選定するものとします。ただし、選定業者と同等以上の上場不動産投資法人の保有資産に関する鑑定実績及び鑑定評価能力を有していると認められる不動産鑑定業者がある場合に、鑑定評価能力、鑑定評価に要する日数及び費用等を総合的に勘案し、合理的と判断したときは、選定業者に代わり当該不動産鑑定業者より選定することを妨げないものとします。

② 不動産鑑定機関の概要

物件名称	不動産鑑定機関の概要			
	名 称	住 所	不動産鑑定士の人数	選定理由
エスティメゾン亀戸、 エスティメゾン白楽、エスティメゾン五反田、 エスティメゾン大井仙台北、エスティメゾン東品川、 エスティメゾン板橋C 6、エスティメゾン笹塚、 プライムメゾン照葉、エスティメゾン千石、 エスティメゾン代沢、エスティメゾン武蔵小山Ⅱ、 エスティメゾン中野、エスティメゾン新中野、 エスティメゾン哲学堂、エスティメゾン赤羽、 エスティメゾン王子、マストライフ秋葉原、 プライムメゾン富士見台、エスティメゾン鶴舞、 プライムメゾン品川、マストライフ八広、 グランマスト金沢西泉、グランマスト鶴の森、マスト井尻 ガーデンシティ品川御殿山、広小路ガーデンアベニュー エスティメゾン静岡鷹匠	大和不動産鑑定 株式会社	〒550-0005 大阪府大阪市西区西本町 一丁目 4 番 1 号	122 人	上場不動産投資法人の保有資産 に関して鑑定実績が多数あるこ と、並びに公正性及び透明性の 確保に足る優れた鑑定評価能力 を有していること。
エスティメゾン京橋、エスティメゾン博多東、 エスティメゾン上呉服、プライムメゾンセントラルパーク、 マストライフ日野、プライムメゾン市谷山伏町、 エスティメゾン小倉、本町南ガーデンシティ ザ・リッツ・カールトン京都	株式会社 立地評価研究所	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 三丁目 2 番 25 号	16 人	上場不動産投資法人の保有資産 に関して鑑定実績が多数あるこ と、並びに公正性及び透明性の 確保に足る優れた鑑定評価能力 を有していること。

物件名称	不動産鑑定機関の概要			
	名 称	住 所	不動産鑑定士の人数	選定理由
エスティメゾン銀座、エスティメゾン麻布永坂、 エスティメゾン恵比寿Ⅱ、エスティメゾン恵比寿、 エスティメゾン神田、エスティメゾン北新宿、 エスティメゾン浅草駒形、エスティメゾン川崎、 エスティメゾン三軒茶屋、プライムメゾン武蔵野の杜、 プライムメゾン東桜、プライムメゾン萱場公園、 エスティメゾン三軒茶屋Ⅱ、エスティメゾン武蔵小金井、 プライムメゾン御器所、プライムメゾン百道浜、 プライムメゾン高見、プライムメゾン矢田南、 エスティメゾン東白壁、エスティメゾン戸越、 エスティメゾン西天満、エスティメゾン東新宿、 エスティメゾン元麻布、エスティメゾン都立大学、 エスティメゾン中野富士見町、エスティメゾン高円寺、 エスティメゾン押上、エスティメゾン葵、エスティメゾン薬院、 プライムメゾン森下、プライムメゾン白金台タワー、 プライムメゾン大塚、プライムメゾン浅草橋、 プライムメゾン代官山、プライムメゾン御殿山ウエスト、 エスティメゾン豊洲レジデンス、御殿山SHビル、 HK淀屋橋ガーデンアベニュー	株式会社 谷澤総合鑑定所	〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島 二丁目2番7号	79 人	上場不動産投資法人の保有資産 に関して鑑定実績が多数あるこ と、並びに公正性及び透明性の 確保に足る優れた鑑定評価能力 を有していること。
エスティメゾン目黒、エスティメゾン塚本、マスト博多、 プライムメゾンタ陽ヶ丘、プライムメゾン北田辺、 エスティメゾン白金台、プライムメゾン早稲田、 プライムメゾン八丁堀、エスティメゾン錦糸町Ⅱ、 エスティメゾン大島、プライムメゾン大通公園、 プライムメゾン南2条、プライムメゾン鴨々川、 プライムメゾン恵比寿、エスティメゾン港北綱島、 神戸女子学生会館、本町ガーデンシティ	一般財団法人 日本不動産研究所	〒105-8485 東京都港区虎ノ門一丁目 3 番1号	280 人	上場不動産投資法人の保有資産 に関して鑑定実績が多数あるこ と、並びに公正性及び透明性の 確保に足る優れた鑑定評価能力 を有していること。

物件名称	不動産鑑定機関の概要			
	名 称	住 所	不動産鑑定士の人数	選定理由
エスティメゾン巣鴨、エスティメゾン南堀江、 エスティメゾン品川シーサイド、エスティメゾン南麻布、 エスティメゾン川崎Ⅱ、エスティメゾン麻布十番、 エスティメゾン板橋本町、エスティメゾン大泉学園、 エスティメゾン板橋区役所前、エスティメゾン武蔵小山、 エスティメゾン千駄木、エスティメゾン四谷坂町、 プライムメゾン横濱日本大通、プライムメゾン渋谷、 プライムメゾン初台、プライムメゾン白金高輪	JLL 森井鑑定 株式会社	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 一丁目 8 番 3 号	35 人	上場不動産投資法人の保有資産 に関して鑑定実績が多数あるこ と、並びに公正性及び透明性の 確保に足る優れた鑑定評価能力 を有していること。
エスティメゾン錦糸町、エスティメゾン秋葉原、 プライムメゾン銀座イースト、プライムメゾン神保町、 プライムメゾン御殿山イースト、エスティメゾン上町台、 エスティメゾン神戸三宮、エスティメゾン森下 プライムメゾン三田綱町、プライムメゾン本郷、 プライムメゾン蔵前、エスティメゾン横浜青葉台、 赤坂ガーデンシティ、グランマスト広瀬通	株式会社 中央不動産鑑定所	〒103-0027 東京都中央区日本橋 三丁目 5 番 14 号	24 人	上場不動産投資法人の保有資産 に関して鑑定実績が多数あるこ と、並びに公正性及び透明性の 確保に足る優れた鑑定評価能力 を有していること。

(2) エンジニアリング・レポート作成機関の選定方針及び概要

① 選定方針

エンジニアリング・レポート作成機関の選定に当たっては、以下の（イ）から（へ）に定める選定基準を満たしたエンジニアリング・レポート作成機関より選定します。

- （イ）上場不動産投資法人の保有資産に関してエンジニアリング・レポート作成実績があること。
- （ロ）反社会的勢力に該当しないこと。
- （ハ）信託物件における情報管理能力に信頼性があること。
- （ニ）BELCA（公益社団法人ロングライフビル推進協会）正会員であること、又は、BELCA が定める「不動産投資・取引におけるエンジニアリング・レポート作成に係るガイドライン」に準拠したエンジニアリング・レポートを作成・発行できる業者であること。
- （ホ）本資産運用会社が定める調査依頼項目を満たした調査を行う能力があること。
- （ヘ）原則として、対象不動産の設計会社、施工会社、建築確認審査機関並びにその関連会社ではないこと。

② 第12期（2020年5月1日～2020年10月31日）中に取得した新規取得物件のエンジニアリング・レポート作成機関の概要 対象期間に物件の取得はありません。

(3) その他利益相反の可能性のある取引

該当事項はありません。

(4) IRに関する活動状況

① 情報開示方針

- (イ) 本投資法人は、投資判断上重要と考える情報を積極的に開示するものとします。また、情報の透明性及び解りやすさに配慮し、法定開示以外の情報開示についても、投資主への迅速、正確かつ公平な情報開示に努めます。
- (ロ) 投資主に公平な情報取得機会を提供できるよう、正確かつ有用な情報を集約できる体制を構築し、速やかに開示できるように努めます。
- (ハ) 専門的な見解を積極的に取り入れ、より一層、開示情報の正確さを追求します。
- (ニ) 投信法、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）、株式会社東京証券取引所、一般社団法人投資信託協会等がそれぞれ要請する開示情報につき、それぞれ所定の様式に従って開示を行います。

② 適時開示体制

本投資法人及び不動産投資信託証券に関する情報の適時開示を含む、情報開示に係る業務は、IR部が担当し、IR部長を情報取扱責任者としています。また、本資産運用会社の全ての部署及び従業員は、本投資法人及び本資産運用会社に関わる重要な資産運用・経営情報について、当該情報の判明後直ちに、情報取扱責任者たるIR部長に対して報告し、情報の集約を行います。なお、情報取扱責任者は、適宜、弁護士、監査法人及び、税理士法人等に意見を求め、これらを十分斟酌の上、適時開示の要否、時期及び内容等について速やかに検討し、資産運用会社の代表取締役社長の承認のもと、開示につき決定します。

③ IRスケジュール

本投資法人の決算月は4月と10月です。IRに関しては以下のようなスケジュールで行う予定です。

- ・ 決算発表（決算短信の公表）：6月、12月
- ・ 機関投資家・アナリスト向け決算説明会の開催：6月、12月
- ・ 国内・海外投資家との個別IRミーティングを実施
- ・ 資産運用報告発送：1月、7月

(5) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

本資産運用会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等に対し断固として拒絶するとともに、平素から反社会的勢力との関係遮断にむけた体制整備に取り組み、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保することを目的として、「反社会的勢力対応規程」を制定し、以下を基本方針としています。

- ① 反社会的勢力に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、組織として対応します。
- ② 反社会的勢力に対しては、警察、全国暴力追放運動推進センター、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターや弁護士等の外部専門機関（以下「外部専門機関」といいます。）と連携して対応します。
- ③ 反社会的勢力との間で、合法的であると否とを問わず、また名目の如何を問わず一切取引を行わず、一切の関係を遮断します。

- ④ 反社会的勢力による不当要求がなされる等の有事においては、積極的に外部専門機関に相談し、民事及び刑事の両面から法的な対応を行います。
- ⑤ 反社会的勢力との間の裏取引及び資金提供はいかなる理由であっても一切行いません。

また、本資産運用会社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、万が一反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点又は反社会的勢力であるとの疑いを生じた時点で、「反社会的勢力対応規程」に定める手続により、可能な限り速やかに関係を解消することに努めます。新たな取引を開始する時及び取引が一定期間以上継続した時においては、取引の相手方が反社会的勢力と関わりのないことを確認する方法及び手順を「反社会的勢力対応マニュアル」において定めています。

以 上